

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年11月28日)

【件名】

- 1 地域主権一括法に伴う条例（障害者自立支援法）のパブリックコメントの実施結果及びその対応について（障がい福祉課） …… 1
- 2 第14回全国障がい者芸術・文化祭検討委員会について（障がい福祉課） …… 3
- 3 平成24年度「“支え愛”のまちづくり普及啓発事業」について（障がい福祉課） …… 5
- 4 地域主権一括法に伴う条例（介護保険法、老人福祉法等）のパブリックコメントの実施結果及びその対応について（長寿社会課） …… 6
- 5 地域主権一括法に伴う条例（児童福祉法：保育所）のパブリックコメントの実施結果及びその対応について（子育て応援課） …… 7
- 6 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に係るのパブリックコメントの実施結果及びその対応について（子育て応援課） …… 10
- 7 保育士養成のあり方に係る県方針（案）について（子育て応援課） …… 別紙
- 8 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正（平成25年1月1日施行）に係る県議会附帯意見への対応状況について（青少年・家庭課） …… 11
- 9 地域主権一括法に伴う（児童福祉法：児童養護施設等）のパブリックコメントの実施結果及びその対応について（青少年・家庭課） …… 12
- 10 地域主権一括法に伴う条例（児童福祉法：障害児入所施設等）のパブリックコメントの実施結果及びその対応について（子ども発達支援課） …… 13
- 11 次期「がん対策推進計画（案）」、「健康づくり文化創造プラン（案）」、「食のみやこととり～食育プラン～（案）」の策定について（健康政策課） …… 14
- 12 がん対策推進評価専門部会中間報告について（健康政策課） …… 18
- 13 鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会について（医療政策課） …… 19
- 14 地域主権一括法に伴う条例（医療法）のパブリックコメントの実施結果及びその対応について（医療政策課） …… 20
- 15 看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会について（医療政策課） …… 21

福祉保健部

地域主権一括法に伴う条例(障害者自立支援法:障害福祉サービス事業等)のパブリックコメント
の実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
障がい福祉課

1 実施結果

(1) 募集期間

9月27日から10月12日まで

(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
4 (2)	5 (1)	5 (3)	14 (6)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

対象	項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
全サービス共通	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者・児の支援に係る事業所には、もっと関わり方を学んでほしい。 本当に適切な支援がなされているか、不正はないかをチェックする体制も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者・児の支援については、事業者向け研修、支援体制整備の検討委員会、相談事業などを実施している。 また、事業所への実地指導を3年に1度以上行い、基準に沿った適切なサービスが行われているか、不正が行われていないかなどを確認している。 ご意見を参考に、今後も発達障がい者・児の支援に係る施策を推進する。
全サービス共通	設備	<ul style="list-style-type: none"> 設備について、どんな障がいがある方でも利用しやすいユニバーサルデザイン、点字、音声ガイド等を取り入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり条例及びとっとりユニバーサルデザイン推進事業により、一定規模の福祉施設へのバリアフリーの義務化やユニバーサルデザインの普及啓発を図っている。 また、バリアフリーの導入を対象に含む施設整備の補助事業を行っている。 ご意見を参考に、今後もバリアフリーの義務化やユニバーサルデザインの普及啓発を推進する。
全サービス共通	契約支給量	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証記載事項の市町村への報告義務について、事務手続が煩雑であり、報告漏れがあっても市町村から督促されないので、必要性を検討し、廃止又は市町村が認める場合は不要とすることを検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、市町村は支給決定後に利用者が事業所・施設と契約した支給量を把握する必要がある。 市町村への報告がなされていない現状があるのであれば、今後、事業者や市町村へ指導し、是正を図る。
全サービス共通	衛生管理、健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症等予防のための措置は努力規定ではなく、義務規定にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、事業者が衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずるよう規定する。

対象	項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
全サービス共通	自己点検	・自己点検結果の利用者等への情報提供を義務づけるのであれば、県において評価項目や評価基準の指針等を作成する必要がある。	・評価に係る指針等について、別途お示しする予定。
全サービス共通	自己点検	・自己点検の義務化は必要だが、客観性に乏しいので、結果公表の義務化は適当ではない。 ・県が助成金を支給した上で、第三者評価とその結果公表を義務化すべき。	・第三者評価はサービスの質の担保に有効な手段と考えるが、実施には事業者になくはない費用負担が生じることから、努力規定としている。 ・当面は利用者等への自己評価結果の情報提供による効果を検証し、必要に応じて第三者評価の義務化について検討したい。
全サービス共通	自己点検	・自己点検、第三者評価を行う際に利用者代表や職員代表の意見も加えてはどうか。	・自己点検は、サービスの質を自らが客観的に評価するもので、第三者評価は、利害関係を有しない第三者により評価するもの。 ・利害関係を有する利用者代表や職員代表の意見を加えることは趣旨に反するものとする。
全サービス共通	食事提供	・食材の県産品利用に努めることにより、コスト高となり、その結果、提供する食事の量が減ったり、食事の質を落とすことになりかねない。 ・規定するのであれば、助成金制度も必要。	・県産品利用の推進は、県民全体で取り組むべきこととして、規則に規定を盛り込むこととした。 ・食事提供に際して県産品のみの利用は現実的に難しいことから、努力規定としている。
共同生活介護、共同生活援助	設備	・グループホームやケアホームの設置を入所施設の敷地外に義務づける規定について、個々の事情(県の判断)により敷地内にも設置できるよう努力規定としてほしい。	・グループホーム・ケアホームが住宅地等の地域内にあることや病院・入所施設の敷地外にあることは、障がい者の地域移行を推進する上での重要な原則であり、ご理解とご協力をお願いしたい。
障害者支援施設	人員	・夜間の施設入所支援について、利用者60人に1人以上という生活支援員の配置基準を見直してほしい。	・施設入所支援における生活支援員の配置基準については、利用者が就寝中の時間帯の介助、見守り等が主な業務であることから利用者60人に1人以上としているものであり、ご理解とご協力をお願いしたい。 ・なお、生活支援員を加配した場合には、報酬の加算が受けられる。
障害者支援施設	個別支援計画	・個別支援計画に利用者の同意を義務づける規定について、同意を得る対象者を「利用者又は家族」とし、個々の利用者の状況に応じて柔軟に対応できるようにしてほしい。	・利用者の真のニーズに沿ったサービスを提供するという制度の趣旨に鑑み、利用者の同意を得るべきと考えるものであり、ご理解とご協力をお願いしたい。

第14回全国障がい者芸術・文化祭検討委員会について

障がい福祉課

平成26年度に厚生労働省等との共催により本県での開催を目指している「第14回全国障がい者芸術・文化祭」に向け、関係者の意見を聞きながら検討していくため、「第14回全国障がい者芸術・文化祭検討委員会」を設立し、大会準備に向けた作業をスタートさせました。

検討委員会の概要は次のとおりです。

〔第1回検討委員会〕

- 1 日 時 平成24年10月17日(水) 午後2時～4時30分
- 2 場 所 鳥取県立図書館 2階 小研修室
- 3 構 成 委員16名 (ほかオブザーバー2名 監事2名)
＜障がい福祉関係＞
社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会 社団法人鳥取県手をつなぐ育成会
社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会 鳥取県精神障害者家族会連合会
鳥取県ろうあ団体連合会 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
鳥取県知的障害者福祉協会
＜文化芸術関係＞
「きらきらアート展」開催実行委員会 鳥取県文化団体連合会
鳥取県合唱連盟 特定非営利活動法人鳥の劇場
＜行政関係＞
鳥取県福祉保健部障がい福祉課長【座長】
鳥取市福祉保健部障がい福祉課長(兼監事)
鳥取県会計管理者会計指導課(監事)
文化観光局文化政策課・県教育委員会事務局特別支援教育課(オブザーバー)
- 4 役 割 平成26年度第14回全国障がい者芸術・文化祭の円滑な開催を図るため、大会計画案を作成するとともに、開催に向けた障がい者の芸術文化を振興する施策等を検討・実施する。
(平成25年度に設立予定の「第14回全国障がい者芸術・文化祭実行委員会」に、全国大会の実施運営に向けた具体的な各検討案を提出する)
- 5 当日議事 (1) 議事
規約案について
事業計画及び収支予算案について
鳥取県障がい者アート活動支援事業の審査方法等について
(2) 協議
平成26年度第14回全国障がい者芸術・文化祭開催計画案の検討について
平成25年度鳥取県障がい者芸術・文化振興施策について
※ 議事について了承、また、平成26年度の大会開催に向け、それぞれが様々な意見や事例を出しながら検討を進めていくことを確認した。

〔第2回検討委員会〕

- 1 日 時 平成24年11月20日(火) 午後2時30分～4時30分
- 2 当日議事 (1) 鳥取県障がい者アート活動支援事業(助成事業)への応募事業の審査
(2) 平成26年度第14回全国障がい者芸術・文化祭開催計画案の検討について
※ 開催計画案の作成スケジュール等について確認した。次回は平成25年2月開催予定。

【参考：第14回全国障がい者芸術・文化祭に向けた取組】

- 平成24年10月 【体制の強化】
アート活動の掘起し、施設事業所への働きかけ、活動団体のフォローアップ等にあたる「障がい者アートコーディネーター」(非常勤)を配置。
- 11月 【指導者養成・活動支援】
「鳥取県障がい者アート推進事業」(指導者養成セミナー開催、アート活動団体への支援等)の実施。
- 平成25年 3月 「第2回鳥取県障がい者芸術・文化祭」(県内活動団体の腕試し・表現の場) [予定]
平成25年 7月 「第14回全国障がい者芸術・文化祭実行委員会」設立 [予定]
平成25年11月 「第3回鳥取県障がい者芸術・文化祭」(全国大会プレ大会として開催) [予定]

障がい者芸術文化活動推進構想

【目的】 全国障がい者芸術文化祭の開催を契機として、障がい者の芸術文化活動の振興を図り、支援基盤を構築することで、障がい者のQOL(生活の質)を向上させるとともに、地域・住民の障がいに対する理解を深めて、共生社会を醸成する

(目標)

- 障がい者の創作・発表・鑑賞の場が増え、地域に広がり定着すること
- 障がい者の楽しみ、活動、交流が広がる
- 芸術文化を通して、障がい者と健常者の接点広がる
- 障がい者アートが認知され、自立の選択肢が広がる

民間組織による支援基盤の構築(団体の設立)

障がい者アート推進事業
(障がい者アートコーディネーターの
経験・知見・ネットワークを活用)

県民へのPR、障がい者への普及啓発

活動団体のレベルアップ

活動の掘り起し(対子野拡大)

指導者養成

施設、事業所等への意識啓発

実際の発表の場を通して経験を重ね、レベルアップを図るとともに、芸術文化の楽しさ、素晴らしさを再認識する

大会を重ねることで、表現者や支援者、作品を楽しむ鑑賞者、障がい者芸術文化の理解者が増える

障がい者の芸術文化活動の裾野を広げ、レベルを上げる取組

広島・島根と連携

推進事業、大会開催を通じて県内活動者が将来的な支援基盤となることを期待

推進事業の実施

検討委員会

障がい者アートコーディネータ、県内活動者(協力者)が中心となって推進事業、大会開催事業を実施する

障がい者団体、芸術文化団体、行政関係各課(県、市)で構成
→ 全国大会までの計画の素案づくり、推進事業の実施
→ プレ大会及び全国大会に係る実務者レベルでの詳細の検討

(現状)

障がい者の芸術文化に対する認知・理解が低い
・芸術文化としての位置づけが弱い(余暇活動の延長という認識)
→ 障がい者の創作・発表・鑑賞の場が少ない

H24年度

第2回鳥取県障がい者芸術文化祭
きらきらアート展・あひサポート作品展

実行委員会

障がい者団体、芸術文化団体、行政関係部局(県、市)で構成
→ 実施計画作成、プレ大会及び全国大会の開催

H25年度

第3回鳥取県障がい者芸術文化祭

プレ大会

プレ大会、全国大会では、他県との連携、障がい者と健常者との協働、異分野とのコラボレーションなど新たな試みを実施

プレ大会、全国大会の実施にあたっては、企業・団体・個人からの協賛・支援を募る

広島、島根以外にも、他県との連携を進める

きらきらアート作品展は、鳥取県障がい者芸術文化祭に統合(美術系+舞台系)

H26年度

第14回全国障がい者芸術文化祭

全国大会

発表・鑑賞の場は、県主催から民間主催に移行させる

プレ大会、全国大会を通して、支援の輪を広げるとともに、継続的な活動につなげる

支援基盤を支援する仕組みづくりを進める

【実施体制】

- ・行政主導ではなく、障がい者の意向に沿った大会とするため、検討委員会、実行委員会には障がい者団体に参画してもらう。
 - ・また、芸術文化を通して障がい者と健常者の接点を広げるために、一般の芸術文化団体にも参画してもらう。
 - ・検討委員会、実行委員会が推進事業、大会開催事業を実施し、事務局である障がい者アートコーディネーターが実務の中心となる。
- 【障がい者アートコーディネーター】
- ・推進事業、大会事業を進めるにあたっては、県内の活動者の協力を得るとともに、障がい者アートコーディネーターの豊富な経験・知見、幅広い人的ネットワークを活用する。
 - ・推進事業、大会事業を通じて、障がい者アートコーディネーターを中心に県内活動者による支援基盤が構築されることを期待する。

平成24年度「支え愛」のまちづくり普及啓発事業」について

平成24年11月28日
福祉保健部障がい福祉課

- 鳥取県では、共生のまちづくりに向けて、県民の「支え愛」の心の醸成を図るため、「あいサポーター」や「子育て隊」、「認知症サポーター」などの支え愛に関する福祉施策について普及啓発事業を行っているところ。
- 従来個別に行ってきた普及啓発に加え、幅広い層の県民が集まり楽しめる総合的なイベントとして『“支え愛”のまちづくりフェスティバル』を平成23年度から実施しており、本年度においても、以下のとおり開催するもの。

1 事業の目的・概要

「あいサポーター」や「子育て隊」などの支え合いに関する福祉施策について、従来個別に行ってきた普及啓発に加え、幅広い層の県民が集まり楽しめる総合的な普及啓発イベントを昨年に引き続き実施し、県民の「支え愛」の心の醸成を図り、共生のまちづくりに向けた普及啓発を行う。

【現在実施している支え合いに関わる主な制度】

- あいサポート運動
- とっとり子育て応援パスポート事業
- とっとり子育て隊
- 認知症サポーター
- ハートフル駐車場利用証制度
- 福祉のまちづくり推進サポーター制度

2 主な事業内容

“支え愛”のまちづくりフェスティバル ～そだてよう 手と手をとって 支え愛～

平成23年度に決定したキャッチフレーズ“そだてよう 手と手をとって支え愛”の下に、「支え愛」の心の醸成を目的としたイベントを開催し、「共生のまちづくり」の実現に向けた県民全体の機運の醸成を図る。

○開催日時 12月2日（日）12時30分～17時（障害者週間12/3～12/9）

○開催場所 とりぎん文化会館

○内 容

【ステージ】

- ・講演 講師：宮川花子氏（漫才師） 演題：「愛をみつけた」
- ・表彰 支え愛シニア認定証授与、あいサポート企業・団体認定証授与、「心の輪を広げる体験作文」及び「障がい者週間ポスター」入選者表彰

【展示会・イベント】

- ・福祉の店（ホワイエ）、福祉に関する体験コーナー及びあいサポート運動紹介（第3会議室）、ワークショップ（缶バッジを作ろう、親子で工作、絵本の読み聞かせなど）
- ・パネル展示（制度紹介、活動紹介）→子育て隊、子育て応援パスポート、認知症サポーター、ハートフル駐車場、福祉のまちづくり推進サポーター、補助犬、自殺予防、子育て川柳、ユニバーサルデザイングッズなど

【分科会】

- ・は～とふるワークフェア（展示室）、支え愛ミニフォーラム（第1会議室）

【バリアフリー映画上映】

- ・「酔いが覚めたら、うちに帰ろう。」

【その他】 手話通訳・要約筆記の配置（講演）、託児コーナーの設置

地域主権一括法に伴う条例(介護保険法、老人福祉法等)のパブリックコメント
の実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
長寿社会課

1 実施結果

- (1) 募集期間 平成24年9月19日から10月12日まで
(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
2 (1)	11 (4)	6 (1)	19 (6)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

対象	項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
特別養護老人ホーム	設備基準	・特別養護老人ホームの居室について、定員は1人とされているが、多床室を希望するニーズに配慮し、定員4人以下の整備ができるようにしていただきたい。	・既存施設の老朽化等に係る建替等の場合に、多床室を設置することが適当な場合もあるため、経過措置を設ける。
全サービス共通	衛生管理	・熱中症等予防のための措置は努力規定ではなく、義務規定にしてほしい。	・ご意見を踏まえ、事業者が衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずるよう規定する。
全サービス共通	自己点検	・自己点検、第三者評価を行う際に利用者代表や職員代表の意見も加えてはどうか。	・自己点検は、サービスの質を自らが客観的に評価するもので、第三者評価は、利害関係を有しない第三者により評価するもの。利害関係を有する利用者代表や職員代表の意見を加えることは趣旨に反するものとする。
全サービス共通	自己点検	・第三者評価は、事業者負担で実施するのでなく、行政がするべきではないか。	・第三者評価を実施することは、事業者になくはない費用負担が生じることから、努力規定としているところ。
全サービス共通	食事提供	・県産品利用地産地消の促進をはかってほしい。 ・県産品利用を更に推進するのであれば、県で費用を助成してほしい。	・県産品利用の推進は、県民全体で取り組むべきこととして、規則に規定を盛り込むこととした。 ・食事提供に際して県産品のみの利用は現実的に難しいことから、本規定を義務規定ではなく努力規定とする。
全サービス共通	非常災害対策	・非常時対策は施設で出来る事には限度があり、地域の行政機関からの積極的な指導や支援が必要。施設健全運営についての、アドバイスがありましたら、指導頂きたい。	・非常災害対策への協力については、市町村等に対しても協力を要請していきたい。 ・なお、鳥取県においては、現在、福祉施設の7割BCP(事業継続計画)の策定を予定しているところであり、事業者の皆様にも積極的にご活用いただきたい。
全サービス共通	記録の整備	・給付費の返還請求権の行使のために、書類の保存年限を2年から5年にするという考えは、審査側の怠慢ではないか。行政が定期的に監査・指導しておけば、不正請求等は生じないのではないか。	・事業者の故意・過失に関わらず、介護報酬の返還事例は、県内でも多数発生しているところ。記録を適切に整備することは、事業者側にとっても誠実に報酬請求を行っていることについての立証にもなるものであり、ご理解とご協力をお願いしたい。

地域主権一括法に伴う条例(児童福祉法:保育所)のパブリックコメント
の実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
子育て応援課

1 実施結果

(1) 募集期間 平成24年9月24日から平成24年10月12日まで

(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
5 (2)	52 (29)	10 (7)	67 (38)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
職員配置 (保健師又は看護師の配置) 9件	子どもの発達保障の前提として、日々の体調管理と子どもの安心・安全を確保するために、看護師又は保健師を努力義務でなく必置とすること。	乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努めることとした。 全ての施設に必置とすることは、看護師が不足している実情により対応が困難と思われるので、努力規定とした。
職員配置 (保育士の基準以外の配置) 6件	さまざまな発達の子どもたちがいるので、個々の成長を保障するためにも、人員を手厚くして一人一人の子どもたちが適切な保育を受けられるよう、基準以外の職員の配置を義務規定とする	保育士の配置については、国で定められている配置基準により配置され、保育が実施されているが、それとは別に各園において必要に応じて保育士を配置している。全ての施設に配置することは、各保育所の実情により対応が異なると思われるので、努力規定とした。
職員配置 (専門職) 1件	保育士に様々な問題に対応いただくのは困難なことと思いますので、「専門職員」の配置を検討いただきたい。	各年齢児担当保育士のほかに、各保育所の実情により、障がい児、家庭支援など専門に担当する保育士が配置されているところであり、条例で規定することは考えていない。
職員配置 (職員基準) 1件	より保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育士や調理師・看護師の基準を明確にしてほしいです。	保育士については、配置基準が定められているが、調理師・看護師については、配置基準は定められていない。各保育所の実情により対応しており、条例で規定することは考えていない。
職員配置 (配置基準) 30件	保育の質を担保するため、保育士配置基準の緩和(保育士1人当たりの乳幼児数を少なくする)をすること 0歳児 3:1→2:1 1、2歳児 6:1→4:1 3歳児 20:1→15:1 4、5歳児 30:1→20:1 ほか	保育士の配置については、国で定められている配置基準により配置され、保育が実施されているが、それとは別に各園において必要に応じて保育士を配置している。 基準を上げることにより、財政負担が生じることから全ての市町村での対応は困難と考え、基準はそのままとし、さまざまな支援に対応するため基準を上回る保育士の配置を行うよう努力規定とし、補助制度により保育士配置を推進していくこととしている。

項目	御意見の内容	御意見に対する対応（案）
職員配置 （事務職員） 2件	事務量の多さから、事務職員の配置が必要	全ての施設に配置することは、各保育所の実情により対応が異なると思われ、条例で規定することは考えていない。
施設設備 （面積基準） 5件	これから新設・増設する保育所においては、年齢ごとの居室面積はロッカー・押し入れなどを除く実質的な生活空間を確保した面積で算定すること。 0歳～1歳児室は5㎡ ほか	保育室等の面積については、適正な面積基準の検討をする必要があるが、今回、客観的な基準を示すに至らなかったため、今後検討していくこととする。
施設設備 （バリアフリー） 1件	新設（新築）認可の場合はバリアフリー化を求めます。利用者である子どもが車いす若しくは杖歩行をする場合と、保護者も利用者と考えた場合、送迎の保護者も考慮に入れてほしい。	県では鳥取県福祉のまちづくり条例により建築物のバリアフリー化を進めている。対象施設には保育所も含まれており、条例で規定することは考えていない。
関係機関との連携 2件	障がい児の状態を把握するとともに、関係機関との連携を図り保育を実施することとしているが、障がい児だけでなく全ての児童とすること。	障がい児についてのみの規定となっているのは、障がい児対策を推進していくために追加したものであり、当然全ての児童について関係機関と連携を図り保育を実施していく。
第三者評価 1件	保育は公的責任が伴う事業であり、当該児童や保護者、そして市民がアクセスできなければ意味がないので、第三者評価及び評価結果の公表は義務規定とすべき	省令では、自己評価及びその結果の公表について努力規定としているところであるが、情報提供をしてサービスの改善に取り組むためにも義務規定にしたところである。 第三者評価及び結果の公表の義務化については、事業者になくない費用負担が生じることから、努力規定としている。
地産地消を含む県産品利用 2件	県産品の利用について、努力規定にとどめることがやむを得ないとしても、何らかのガイドラインがなければ、利用の努力もされない恐れがある。従って、県産品の利用を含む計画を策定し、自己点検と第三者評価項目に入れるべきである。	自己点検と第三者評価の項目については、今後内容を検討して各園に通知する予定である。
	食事提供というコンセプトが古すぎる。「食事」ではなく、保育＝養育という位置づけを明確にする条項を新設し、その中に保育の内容として「食育」を位置づけ、その中に、「地産地消」や「県産品」の利用を明示すべき。	食育については、各保育所でも既に取り組んでいるところであり、自園で栽培した食材を利用するなどして食事提供を行っている。 食育及び地産地消を含む県産品利用については、規則で定めることとする。

項目	御意見の内容	御意見に対する対応（案）
記録の保存 1件	処遇記録は、当該児童のための有用な個人情報であり、当該児童のために、その成長発達を保障するものとして、当該児童などがアクセスできる必要があり、従って、成人に達するまで保存すべきものである。	5年間保存は最低基準であり、取扱いについては別に通知する予定である。
衛生管理 4件	施設設備由来の事故、散歩中の交通事故など多様な事故が発生する。これらの実情を視野に置き、衛生管理のみではなく「安全」を入れるべきである。	入所している乳幼児の安全について保障するのは当然のことであり、それを踏まえた上で、衛生面について必要な措置を講ずるよう規定するものである。
	熱中症だけに限定すべきではなく、食中毒、食物アレルギーなど、想定される多様な疾病に対応すべきである。	条例では感染症を例示して、その他は規則で定めることとしており、意見を踏まえる。
	施設は児童に対して万全の安全（健康）配慮義務を負っているので、健康管理を義務規定にすること	衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとし、義務規定としている。
障がい児の受け入れ 1件	障がいがある子どもを積極的に引き受けるよう「努力義務」を課す	障がい児保育については、市町村の判断で行うものであり、条例で規定することは考えていない。
病児・病後児保育 1件	率先して導入できるよう、病児・病後児保育事業を条例に位置づけてほしい	病児・病後児保育事業については、市町村の判断で行うものであり、条例で規定することは考えていない。

鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に係る
パブリックコメントの実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
子育て応援課

1 実施結果

(1) 募集期間 平成24年9月24日から平成24年10月12日まで

(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
4 (3)	6 (5)	6 (2)	16 (10)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

項目	御意見の内容	御意見に対する対応 (案)
職員配置 (保健師又は看護師の配置) 1件	医療面や発達面から日常保育の場面でのアドバイスがもらえ、家庭での育児不安の軽減につながることから、10人以上の全ての施設に看護師若しくは保健師の常勤義務を求める。	乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努めることとした。 全ての施設に必置とすることは、看護師が不足している実情により対応が困難と思われるので、努力規定とした。
職員配置 (1クラスの人数) 4件	鳥取県においては、小学校1年生は30人以下学級となっている。一日の大半を過ごす認定こども園での1クラス35人はあまりにも多いので、30人とすること。	全ての認定こども園で1クラス30人とすることは、余裕の教室がない施設もあり、施設整備が伴うことから、35人のままとし、補助制度で30人学級を政策的に推進していくことを検討する。
施設設備 (屋外遊戯場) 7件	認定こども園の屋外遊戯場を園の付近にある適当な場所に代えることができることは、子どもの安全管理からも園内又は隣接する場所に設けることを明示すべきである。	認定こども園の屋外遊戯場を園の付近にある適当な場所に代えることができることについては、保育所においても同様の基準で今まで実施されており、また、園内において屋外遊戯場を設けることが困難な施設の対応も必要になることから、園内又は隣接する場所に設けることを明示することは考えていない。
施設設備 (調理室) 3件	認定こども園に調理室があり、調理する音やにおいが立ちこめる中で、五感を刺激することはとても大切なことなので、調理室は必置(完全自園調理)にすること。	自園調理は食育の観点から有効であることは御意見のとおりであるが、食育の推進は保育活動の中で取り組むことも可能であり、3歳以上児について調理室を必置とすることは考えていない。
施設設備 (バリアフリー) 1件	新設(新築)認可の場合はバリアフリー化を求めます。利用者である子どもが車いす若しくは杖歩行をする場合と、保護者も利用者と考えた場合、送迎の保護者も考慮に入れてほしい。	県では「鳥取県福祉のまちづくり条例」により建築物のバリアフリー化を進めている。対象施設には保育所及び幼稚園も含まれており、認定こども園条例で規定することは考えていない。

**鳥取県青少年健全育成条例の一部改正（平成25年1月1日施行）
に係る県議会附帯意見への対応状況について**

平成24年11月28日
青少年・家庭課

平成24年9月県議会で可決された青少年健全育成条例の一部改正に係る附帯意見についての対応状況について報告します。

1 県議会附帯意見

条例の趣旨を如何にして徹底するかが課題である。図書販売業者のみならず、あらゆる手段を講じて広く県民に理解を求めるとともに、有害図書の指定や薬物の販売そのものの規制に取り組むべきである。

2 対応方針・状況

(1) 改正内容の周知

図書販売業者や図書館、映画・演劇等の関係者には、文書による通知に加え説明会を開催し丁寧に説明を行うとともに、県民の皆様へは、県政だよりなどの広報物によるお知らせ、パンフレットの配布、テレビCMや新聞など様々な広報媒体を活用して広報を行い、広く理解を得ていくこととする。

ア 関係事業者への広報

- ・鳥取県書店商業組合、鳥取県興行組合、公立図書館協議会への出前説明
- ・改正趣旨、内容、解釈を公文書で通知（広報用チラシ添付）
- ・説明会の開催（東・中・西部の3箇所）

イ 県民への広報

- ・県ホームページ、子育て王国メールマガジン
- ・広報用パンフレットの作成（40,000部）
- ・県政だより「12月号」へ掲載、教育だより「夢ひろば」へ掲載
- ・日本海新聞社タウン誌「うさぎの耳」への掲載
- ・テレビスポット（15秒）36回放映（民報3局×12回）
- ・JR主要駅前での広報活動

(2) 有害図書の指定

県独自の薬物乱用防止条例（仮称）の規定を援用することにより、薬物乱用にかかる図書を有害指定できるよう、青少年健全育成条例の一部改正について、薬物乱用防止条例（仮称）の制定と歩調を合わせながら、関係者（青少年問題協議会、検察庁、警察、書店商業組合、図書館など）と協議の上、2月県議会に提案する予定。

<参考> 9月県議会での改正概要

①改正理由

麻薬、覚醒剤といった禁止薬物だけでなく、いわゆる脱法ハーブ等の使用が社会問題化している状況にあることに鑑み、これらの薬物の不正使用を誘発する図書類の販売等を自主規制の対象とする等所要の改正を行う。

②改正内容

ア 青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない図書類、興行等に、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある脱法ハーブ等の使用をあまり、唆し、又は助けることを内容とするものを加える。

イ 青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、アの内容のものを加える。

③公布日 平成24年10月19日

④施行日 平成25年 1月 1日

地域主権一括法に伴う条例(児童福祉法：児童養護施設等)のパブリックコメント
の実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
青少年・家庭課

1 実施結果

- (1) 募集期間 平成24年9月24日～10月12日
(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
0 (0)	5 (2)	1 (1)	6 (3)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
自己評価	現在の国基準では業務の自己評価等(第45条の3)で自己評価の公表については義務付けられていないと思いますが、いかがでしょうか。	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第45条の3で公表することが義務づけられる「それらの結果」とは、「自ら行う業務の質の評価」と「定期的に外部の者による評価」の両方の結果であり、自己評価についても結果の公表は義務づけられています。
第三者評価	当該条例案で、その基準に対して自己点検はできるとしても、第三者評価とその結果の公表については、正規職員の配置なく、非常勤嘱託職員のみで管理運営している施設にとっては、通常業務だけでも手いっぱいである上に、負担と責任が重くなり、職場、施設の管理運営等の改善につながるのか、非常に疑問に思います。	児童養護施設等は措置施設であり、自分の意思で施設を選択できない以上、第三者評価を受審し、その結果を利用者へ情報提供することは、どの施設においてもある一定程度のサービスの質を確保するために必要なことと考えます。 なお、措置施設でない児童厚生施設等については第三者評価の受審とその結果の公表は努力義務としております。
	第三者評価は保護者代表、職員代表の意見加えること。	第三者評価とは当該施設に利害関係を有しない者による客観的評価であり、保護者代表や職員代表を第三者評価機関に加えることはできません。
衛生管理	衛生管理、熱中症予防等必要措置は義務規定とすべき。	御意見を踏まえ、事業者が衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずるよう規定しました。
職員配置	職員加配、配慮ある対応と喜んでいきます。しかし、苦勞多いかと思えます。	賛同いただきました。
食事提供	食事は学校給食と同様、地産地消に。	賛同いただきました。

地域主権一括法に伴う条例(児童福祉法：障害児入所施設等)
のパブリックコメントの実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
子ども発達支援課

1 実施結果

- (1) 募集期間 9月24日から10月12日まで
(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
0 (0)	2 (1)	2 (1)	4 (2)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
衛生管理	県独自の基準の中で、衛生管理、健康管理について努力規定とあるが、義務規定にすること。	御意見を踏まえ、事業者が衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずるよう規定する。
自己点検及び第三者評価	自己点検及び第三者評価に、利用者代表、職員代表の意見を加えること。	自己点検は、サービスの質を自らが客観的に評価するもので、第三者評価は、利害関係を有しない第三者により評価するもの。利害関係を有する利用者代表や職員代表の意見を加えることは趣旨に反するものとする。

次期「がん対策推進計画(案)」、「健康づくり文化創造プラン(案)」及び「食のみやことっとり～食育プラン～(案)」の策定について

平成24年11月28日
健康医療局健康政策課

平成20年度に県が策定した「がん対策推進計画(案)」、「健康づくり文化創造プラン(案)」及び「食のみやことっとり～食育プラン～(案)」は、平成24年度までの5か年計画としていることから、本年度中に次期計画を策定する必要がある。

現在、下記のとおり関係機関等の意見もお聞きしながら検討を行ってきたところである。

※太字：新規追加項目

	がん対策推進計画	健康づくり文化創造プラン	食育プラン
計画の目的	◆がん死亡率減少(75歳未満年齢調整死亡率20%減少)◆がん患者等の苦痛軽減・療養生活の質の維持向上◆ がんになっても安心して暮らせる社会の構築	県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な機能維持・向上等により、健康寿命の延伸を目指す	食を通じて健やかに「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活の実現を目指す
主な検討組織	鳥取県がん対策推進県民会議 ＜委員構成＞ 医師会、がん拠点病院、大学、がん患者団体、商工団体、教育関係者等29名 (新設)がん対策推進評価専門部会11人	県健康づくり文化創造県民会議 ＜委員構成＞ 医師会、大学、栄養士会、看護協会、保険者協議会、商工団体等21人 (新設)次期プラン策定専門部会11人	健康を支える食文化専門会議 ＜委員構成＞ 栄養士会、大学、民間企業、食育関係団体等12人
検討経緯			
H24 6月	◆がん対策推進評価専門部会 (第1回6/27)		
7月		◇次期プラン検討専門部会 (第1回7/19) ◆【栄養・食生活(再掲)】 健康を支える食文化専門会議 (第1回7/19)	◇健康を支える食文化専門会議 (第1回7/19)
8月	◇がん対策推進県民会議(第1回8/7) ◆がん対策推進評価専門部会 (第2回8/20)	◆【歯・口腔の健康】 8020運動推進協議会専門委員会	
9月		◇次期プラン検討専門部会 (第2回9/6) ◆【栄養・食生活(再掲)】 健康を支える食文化専門会議 (第2回9/6)	◇健康を支える食文化専門会議 (第2回9/6)
10月	◆がん対策推進評価専門部会 (第3回10/16)	◇次期プラン検討専門部会 (第3回10/18) ◆【休養・こころの健康】 心といのちを守る県民運動 (第1回10/10) ◆【栄養・食生活(再掲)】 健康を支える食文化専門会議 (第3回10/18)	◇健康を支える食文化専門会議 (第3回10/18)
11月	◇がん対策推進県民会議(第2回11/6)		
今後のスケジュール			
1月	パブリックコメントの実施		
3月	◇がん対策推進県民会議	◇次期プラン検討専門部会	◇健康を支える食文化専門会議
	次 期 計 画 の 策 定		
4月	計 画 の 施 行		

次期鳥取県がん対策推進計画の見直し

平成 24 年 11 月 28 日
健康医療局健康政策課

<見直しの方向性>

- 本県がん 75 歳年齢調整死亡率が、全国平均に比べ高い(悪い)要因分析の結果や、がん対策推進評価専門部会の意見等を参考にしながら、必要な対策を次期計画に盛り込む。
- がん予防、早期発見、がん医療の推進などの基本的な対策のほか、計画に新たな項目として肝炎対策、小児がん対策、がん教育、がん患者の就労支援などを加え、対策の拡充を図る。

<全体目標>

- がんによる死亡者の減少 (がん 75 歳未満年齢調整死亡率 20%減少)
- すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上
- がんになっても安心して暮らせる社会の構築

<重点的に取り組むべき課題>

本県がん 75 歳年齢調整死亡率が、全国平均に比べ高い (悪い) 要因に大きく寄与しているものについて重点的に取り組む。

- 肝臓がん対策の推進 (早期発見、適切な医学的管理)
- 乳がん対策の強化 (早期発見及び集学的治療体制の充実)

<計画の構成>

- 1 がんの予防の推進 (詳細については、健康づくり文化創造プランで定める)
 - ・禁煙の推進、野菜摂取の増加、運動習慣の推進など
- 2 がんの早期発見
 - ・がん検診受診率向上、精密検査受診率の向上
- 3 がん医療の推進
 - ・放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
 - ・がんと診断された時からの緩和ケアの実施
 - ・住み慣れた家庭や地域で療養できる在宅医療の推進
 - ・その他<希少がん、病理診断、リハビリテーション>
- 4 医療機関の連携体制づくり
 - ・地域連携クリティカルパスの活用促進
- 5 がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の充実
 - ・がん拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院における相談体制の充実
- 6 小児がん
 - ・小児がんの相談等に係る研修を受けた相談員の配置
- 7 肝炎対策の推進
 - ・肝炎ウイルス検査体制の充実、インターフェロン治療の推進等
- 8 がん登録の推進等 (がんの実態把握・対策の評価)
 - ・鳥取県院内がん登録情報センターによる県内がん治療の実態把握及び情報公開
- 9 がんの教育・普及啓発
 - ・学校 (生徒)、職場 (従業員)、地域 (住民) に対するがんの正しい知識の普及
- 10 がん患者の就労を含めた社会的な問題
 - ・従業員にとって、がん療養しやすい、又はがん経験を理由に不利益な扱いをすることのない環境に配慮する企業の拡大

<がん対策推進県民会議における主な意見>

- ・子供へのがん予防教育の推進。県教育委員会の理解を得て教育カリキュラムに組み込んで頂きたい。
- ・勤務時間内のがん検診受診環境の推進が重要。
- ・在宅医療提供体制の推進と人材育成が重要。
- ・がんになっても働き続けられるための企業教育が重要。

＜見直しの柱＞

- ◎国の計画（健康日本 2 1）に合わせ、「健康寿命の延伸」を重点目標に追加するとともに、引き続き、「健康づくり文化の定着」を図ることで、地域全体で健康づくりに取り組む環境を整備。
- ◎1次予防対策を核としながら、新たに「がん」を加えた9つの分野において、目指すべき方向性と施策を、可能な限り県民に分かりやすい形で提示。（がんの詳細は、がん対策推進計画で定める）

＜重点目標＞

- I 健康寿命の延伸（少子高齢化が進む中、「日常生活に制限のない期間」の延伸が益々重要）
- II 健康づくり文化の定着（健康づくりを一つの文化と捉え、地域全体で健康づくりに取り組む体制）

＜プランの構成＞

I 生活習慣病発生予防（一次予防対策）

☆＝目標（県民へのメッセージ）、「・」＝目指す方向性

- ① 栄養・食生活 ☆ 塩分控えめ！ 野菜は多め！
・1日3食、バランスの取れた適切な食事を行うという食習慣の定着 など
- ② 身体活動・運動 ☆ 見直そう日々の運動習慣。自分の生活スタイルの中で意識して歩く時間を作ろう
・日常的なウォーキングの定着 など
- ③ 休養・こころの健康 ☆ 十分な睡眠と休養は元気の源。
・十分な睡眠と休養、働き盛り世代のストレス軽減、うつ病や自殺の減少 など
- ④ 喫煙 ☆ まずは、吸わない、吸わせない。禁煙支援と受動喫煙防止の徹底。
・喫煙率の更なる減少、受動喫煙のない社会の実現（不特定多数の人が利用する場所の禁煙）など
- ⑤ 飲酒 ☆ 必ず設けよう休肝日、節度のある適度な飲酒に努めよう。
・適正飲酒（※）の定着。多量飲酒する者の減少、未成年者の飲酒率のゼロ など
- ⑥ 歯・口腔の健康 ☆ 80歳になっても20歯以上の歯を保ち（8020）生涯自分の歯でおいしく食べよう。
・歯科健診（検診）受診率向上による歯周病予防の強化と罹患者の減少
・乳幼児期から高齢期までの口腔機能の獲得、維持、向上（80歳で20歯以上の歯を保つ）など

II 生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化予防

- ⑦ 糖尿病 ☆ 毎年受けます特定健診。1にメタボ予防、2に糖尿病発症防止、3に重症化防止。
・一次予防によるメタボリックシンドローム改善、糖尿病の予備群、有病者の減少
・特定健診による早期の異常発見、早期の生活習慣の改善 など
- ⑧ 循環器病 ☆ 高血圧や脂質異常をしっかりと管理。
・循環器病発症の前段階である糖尿病、脂質異常症、高血圧症の発症防止、
・特定健診による早期の異常発見、早期の生活習慣の改善 など
- ⑨ がん ☆ がん検診、毎年受けて、早期発見、早期治療。 ※詳細＝がん対策推進計画
・がんの予防に有効とされる生活習慣の定着、がん検診受診率の向上 など

III 社会環境の整備

☆ みんなでやろう、健康づくり。みんなでつくろう、健康な地域。

- ・働き盛り世代が自身の健康に気を配り、適切な予防、治療を行うことができる労働環境の整備
・地域全体で相互に助け合いながら、支え合って生きていくことのできる社会の実現 など

＜次期健康づくり文化創造プラン策定専門会議での主な意見＞

- 引き続き、健康づくりが文化として日常生活に根付くことを目指し、継続した取組が必要である。
- 合併症などの重症化を予防するため、早期に適切な治療を行うとともに、生活習慣病対策を推進していくことが重要。
- 十分な健康管理ができていない働き盛り世代が多いので、職域に踏み込んだ取組が必要である。

＜見直しの柱＞

◎国の第2次食育推進計画に合わせ、「周知から実践」をコンセプトに、「栽培・料理・共食」を実践し、食を通じて「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活を実現することを目標とした。

◎4つの重点目標の下、実践を重視した12の目標を設定。県が果たすべき役割を明示するとともに、県民・学校・生産者団体・食育団体などの関係機関に期待する役割を明確化した。

＜コンセプト＞

食を通じて健やかに「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活を実践する

＜重点目標＞

- I 豊かな人間性を育む食育～「栽培・料理・共食」の実践～
- II 食のみやこである鳥取県の特性を活かした食育

＜施策の柱＞

4つの重点目標と12の目標 ※周知から実践

I 健全な食習慣を実践する

- ① 家族や友人と楽しく食卓を囲む
- ② 主食・主菜・副菜を揃えた食事をする
- ③ 1日3食、規則正しく食事をする

II 食に対する感謝の心を養う

- ① 体験活動を通して食と農林水産業の関わりを理解する
- ② 食事づくりや準備に関わる。
- ③ 食事のあいさつを実践する

III 豊かな食文化を継承する

- ① 地元のおいしい食材の良さを学び活用する
- ② 地域の郷土料理を学び、継承する
- ③ とっとりの食を情報発信する

IV 食に関する正しい知識を持つ

- ① 食の安全について正しく理解する
- ② 食品表示を参考に食品を選択する
- ③ 食生活と生活習慣病の関わりを学ぶ

＜県の役割＞

- 地域が行う食育活動指導者の育成
- 各団体・地域のネットワークづくり
- 食育に関する情報提供

＜関係者に期待する役割＞

関係者（家庭、保育所・幼稚園、学校、生産者団体、食品事業者、地域の団体等、市町村）ごとに、期待する役割を整理し、それぞれの立場での取り組みを明記。

＜健康を支える食文化専門会議での主な意見＞

- 食育は健全な心と体を養い、「生きる力」を育むものであるということを強調すべきである。
- 目標は、県民に理解しやすいよう実践すべきことを具体的に記載した方がよい。
- 現行のプランは知識の周知や習得が主であったが、体験活動の推進など、より実践を重視した内容にすべきである。

がん対策推進評価専門部会中間報告について

平成24年11月28日
健康医療局健康政策課

平成24年度中に行う「鳥取県がん対策推進計画」の見直し検討に併せ、本県が全国に比べがん死亡率が高い要因の究明や今後取るべき有効な対策について検討する「がん対策推進評価専門部会」を、鳥取県がん対策推進県民会議内に設置、協議を開始した。

本年中に部会協議を取りまとめ、鳥取県がん対策推進県民会議に報告する。

1 開催日時

第1回：平成24年6月27日(水) 第2回：平成24年8月20日(月)
第3回：平成24年10月16日(火) 第4回：平成24年12月11日(火) 開催予定

2 部会の構成

	所 属	役 職	委員氏名
部会長	大阪大学医学専攻社会環境医学講座 (前国立がん研究センターがん対策情報センターがん統計研究部長)	教授	祖父江 友孝
	岡山大学病院	教授	合地 明
	鳥根県保健環境科学研究所	所長	大城 等
	鳥取県健康対策協議会	理事	岡田 克夫
	社団法人鳥取県医師会	副会長	吉中 正人
	鳥取大学医学部健康政策医学分野	講師	岡本 幹三
	鳥取大学医学部附属病院胸部外科	准教授/診療教授	中村 廣繁
	鳥取県立中央病院放射線治療室	室長	内田 伸恵
	鳥取県立中央病院医療局内科	医長	陶山 久司
	鳥取県福祉保健部健康医療局	局長	藤井 秀樹
	鳥取県東部総合事務所福祉保健局	副局長	長井 大

3 部会の役割

- 本県のがん死亡率が全国と比較し高い要因の分析
- がん死亡率減少を目指し、鳥取県が今後取り組むべき有効な施策
- 次期「鳥取県がん対策推進計画」の策定に係る県民会議への提言

4 中間報告概要

<がん死亡率が高い要因と強化推進すべき対策>

75歳未満年齢調整死亡率を高くしている要因	左記の要因を引き起こしていると思われる項目等	必要な対策
◇肝、胃、肺がんの高死亡率	・肝、胃、肺がんの罹患率の高さ ・肝炎ウイルス陽性率の高さ ・塩分摂取・野菜摂取に課題 ・50～60歳代男性の喫煙率の高さ	・肝炎ウイルス検査受診機会の拡大 ・肝炎ウイルス陽性者に対する定期フォロー検査の推進 ・肝炎治療費助成制度の推進
◇50歳代から70歳代前半の男性で高い死亡率	・肝炎ウイルス陽性率、喫煙率 ・検診受診率の低迷、発見が遅れ気味	・がん予防教育の推進(職域:学校) ・禁煙支援の推進
◇乳がん等の死亡率が上昇傾向	・40～50歳代前半で全国平均より高い死亡率、検診受診率の低迷	・受動喫煙防止の推進 ・検診受診勧奨の強化等 ・医療体制の整備 ・乳がん検診受診体制のさらなる強化



鳥取県のがん死亡率全体を早急かつ効果的に減少に導くためには、肝炎ウイルス対策とたばこ対策を重点的に取り組むことが効果的である。

鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会について

平成24年11月28日

健康医療局医療政策課

中部保健医療圏における産科・小児科医療の現状、課題、解決策等について検討するため、鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会を設置し、第1回会議を11月13日に開催しました。

1 設置の目的

中部保健医療圏における産科・小児科医療の現状と課題及び解決策等、今後の医療供給体制のあり方について幅広く検討する。

2 委員構成

団体名	委員名（団体での役職等）	勤務先等
鳥取県中部医師会	池田 宣之（会長）	池田整形外科医院（倉吉市）
鳥取県中部医師会	井奥 研爾（産婦人科医代表）	打吹公園クリニック（倉吉市）
鳥取県中部医師会	明島 亮二（産婦人科医代表）	あけしまレディースクリニック（倉吉市）
鳥取県中部医師会	松田 隆（小児科医代表）	まつだ小児科医院（倉吉市）
鳥取県中部医師会	吉水 信明（内科医代表）	吉水医院（三朝町）
鳥取県看護協会	古磯 祥子（助産師職能委員長）	県立厚生病院
鳥取大学医学部	原田 省（女性診療科教授）	
鳥取大学医学部	神崎 晋（小児科教授）	
県立厚生病院	前田 迪郎（院長）	
県立厚生病院	大野原良昌（産婦人科部長）	
県立厚生病院	奈良井 栄（小児科部長）	
子育てサークル遊友	植田 伸子（代表）	
倉吉市	竹中 啓子（倉吉市保健センター所長補佐）	
計	13名	

3 検討会の事務局

中部総合事務所福祉保健局健康支援課

4 検討会の開催スケジュール

第1回 平成24年11月13日（火） 午後7時～午後8時30分

第2回 平成24年12月中旬

第3回 平成25年1月上旬

5 第一回の検討会の概要

中部の産科・小児科の現状・課題等について、意見交換が行われた。

（主な意見）

- ・厚生病院は産科・小児科の医師が不足
- ・鳥大の入局者が増加しない中では、産科医師、小児科医師共に確保困難
→特定診療科への入局を誘導する仕組みが必要
- ・中部の産科診療所は助産師確保が課題→助産師の県内定着を増やす仕組みが必要
- ・小児科の救急対応の負担軽減が課題
- ・乳幼児検診、予防接種に対応する小児科医師の確保が課題→対応策を引き続き検討

地域主権一括法に伴う条例（医療法）のパブリックコメント
の実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
医療政策課

1 実施結果

(1) 募集期間 平成24年9月24日（月）から平成24年10月12日（金）まで

(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
4（3）	－	－	4（3）

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

対象	項目	御意見の内容	御意見に対する対応（案）
病院	従業者の配置の基準	・「病床数が100以上の病院には栄養士をおくこと」とあるが、管理栄養士のほうがよいのではないか。	・従業者の配置基準は、良質かつ適切な医療の提供のための最低基準であり、また、医療法施行規則では、栄養士の配置基準を条例で定めるものと示していることから、管理栄養士については定めないこととする。 なお、これより充実を図るかどうかにについては、各病院の実情に応じて判断されたい。

看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会について

平成24年11月28日

健康医療局医療政策課

看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会を設置し、第1回会議を11月6日に開催しました。

1 設置の目的

看護師不足の中、県東部において看護師養成の専門学校、中部において看護大学の新設の動きがあることから、これらを実現するための支援策等、看護師養成の抜本的拡充について検討する。

2 検討内容

- (1) 看護師養成の現状と課題
- (2) 今後必要な看護師（看護師数、看護師像）
- (3) 養成の拡充方策に係る課題と対応
- (4) その他、看護師養成拡充に関し必要な事項

3 委員構成

医療関係団体、病院、福祉施設、看護師養成所、教育関係、地元自治体、住民代表等
(19名)

4 検討会の開催スケジュール

	第1回	第2回	第3回	第4回～
時 期	H24年11月6日	H24年12月～ H25年1月	H25年1月～2月	H25年3月～
検討内容	○看護師養成の現状と課題 ・各養成校等の現状、課題、対応 ○県内の看護職員の需給状況と将来見通しについて		○新たな看護師養成所設置の取組状況について※ ・鳥取市からの説明 ・鳥取短期大学からの説明 ○養成所の拡充方策に関する課題について ○看護師養成の拡充に関する支援策等の検討	

※市・短大、それぞれの検討状況の進捗に応じて実施

看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会委員

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
医療関係団体	鳥取県医師会	県医師会長	岡本公男	
	鳥取県病院協会	協会長	野島丈夫	野島病院総院長
	鳥取県病院協会東部支部	支部長	福島 明	鳥取赤十字病院院長
	鳥取県看護協会	会長	虎井佐恵子	
病院	清水病院	副院長	萬場貴美子	
	鳥取市立病院	看護部長	竹内いずみ	
福祉施設	鳥取県老人保健施設協会	理事	田中 彰	医療法人賛幸会理事長 (介護老人保健施設はまゆう)
	鳥取県老人福祉施設協議会	会長	土井政史	特別養護老人ホーム 博愛苑施設長
看護師養成校	鳥取大学医学部	保健学科長	広岡保明	
	鳥取看護専門学校	校長	日野理彦	県立中央病院院長
	倉吉総合看護専門学校	教務部長	會見加代子	
	倉吉看護高等専修学校	設置者代表	池田宣之	中部医師会長
教育関係	県教育委員会事務局	参事監兼 高等学校課長	山根孝正	
地元自治体	鳥取市	副市長	深澤義彦	
	倉吉市	副市長	尾坂英己	
地域住民代表	鳥取県 PTA 協議会	副会長	増田裕子	倉吉市中学校 PTA 連合会
	鳥取県連合婦人会	会長	田中朝子	
	鳥取県中小企業団体中央会	会長	常田禮孝	
	倉吉商工会議所	会頭	倉都祥行	

第1回 看護師養成の抜本的拡充に向けて検討会での主な意見

<需給等>

- ・現場の不足感はあるが、本当に看護師が不足しているのか、実際の募集人員が確保できたかというデータが必要。
- ・高齢化を踏まえて、しっかりとした需給の数字を出していく必要がある。
- ・不足数(226人)は実態とどう関係するのか。病床閉鎖との関係はどうか。

<看護師の偏在>

- ・看護師の供給は大規模病院に偏在している。2025年モデルの場合は超急性期病院の医療従事者をさらに充足させるということなので、これが進めば超急性期病院にさらに看護師が偏在してしまう。各施設の状況を分析し、どのくらいの量があれば偏在が無くなるのかを見込み、全てに満足する計画を立ててほしい。

<高校生の進学状況>

- ・高校生の進学状況については、資格取得ができ、確実に県内で就業できるということから医療系、看護系の進学者は増加。高校では医療の高度化に対応して大学進学を勧めているため、県外4年制への進学者が増加。しかし、私立大学への進学者は少なく、その理由は鳥取県の給与水準では私立大学へ進学できない実態がある。看護系の学生はできれば県内で学んで県内で就職したいと思っている。県内に進学先があればよい。

<新設校設置について>

- ・県内に学校ができて学力の面で必ずしも県内者が多く入学できるとは限らない。島根短期大学が今春4年制となったが、80名定員のうち40名は地域枠である。また、学校を新設すると他地域の学校が影響を受ける(他地域の学校の学生が減る)。
専門学校、大学をつくとどうなるか、シミュレーションをすべき。

<その他>

- ・男性看護師数の推移、男女比率はどうか。
- ・中学生保護者等に看護師養成のPRをもっとすべき。
- ・潜在看護師の掘り起こしも必要。
- ・平均年齢が30代前半の病院があり、定着しにくい状況がある。
- ・社会のニーズに応えられる看護師の養成は3年では無理で4年制でということが言われている。
また、専門看護師、特定看護師などは大学卒、大学院卒という条件がある。
- ・地元で大学があるということは看護師の質に大きく影響する。

第5回

☆きらきらアート展☆

平成24年度障がい者文化・芸術作品展

■期間：2012年11月30日（金）～12月5日（水）

■時間：9：00～17：00（ただし最終日は15：00）

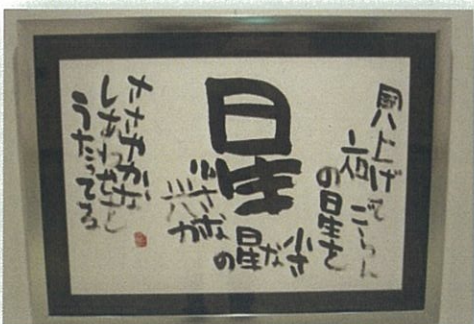
■会場：鳥取県立博物館 第1展示室 **入場無料**

（鳥取市東町2-124 Tel.0857-26-8042）

■主催：障がい者文化・芸術作品展等開催事業実行委員会



平成23年度 第4回☆きらきらアート展☆ 優秀作品



【問合せ先】

実行委員会事務局 担当：北村康弘

〒683-0103 米子市富益町4660（もみの木園）

TEL 0859-28-8470

そだてよう手と手をとって支え愛

“^{まさ}支え^{あい}愛”のまちづくり
フェスティバル

12月2日(日) 12:30~17:00

とりぎん文化会館
入場無料



みやがわ

はなこ

宮川 花子講演会

講演テーマ 「愛をみつけた」

●会場/梨花ホール ●開演/13:30

夫の大助さんが軽度の脳出血により入院。
そして介護をする中での苦悩やホノルルマラソン挑戦…。
語られる温かな夫婦の姿は、家族の絆、夫婦の愛、
そして健康に生きることの素晴らしさを伝えます。
涙あり・笑いありの講演会は各地で大好評!

1955年8月28日生まれ、大阪府出身。
宮川大助氏と夫婦漫才の頂点に立つコンビ。
1979年、大助氏が妻である宮川花子を誘い「宮川大助・花子」を結成する。当初は大助氏がよく喋り、宮川花子が相槌を打つ役割であったが、周囲の勧めもあって現在の形に変更して評判になる。

その後上方漫才の賞をいくつも獲得し、現在の地位を確立。
1988年胃の手術をした宮川花子は、後に胃がんだったと告白。
また1990年には大助氏が、のどのポリープを切除、95年には胆石手術もする。色々なことがあったが、病気とともに夫婦の危機も乗り越え、仲の良い夫婦漫才として活躍中。2006年、結婚30周年(真珠婚式)を迎える。

お問い合わせ/鳥取県福祉保健部障がい福祉課 TEL 0857-26-7157・7867

支え愛関係事業



あいサポート運動



認知症サポーター



とっとり子育て
応援バスポート



とっとり子育て隊



ハートフル駐車場
利用証制度

